

平成27年1月28日

古賀市議会
議長 奴間 健司 様

総務常任委員会
委員長 内場 恭子

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件の審査結果を、委員会条例第110条の規定により報告します。

記

第87号議案 古賀高等学校組合規約の変更について

この規約の変更は、古賀高等学校組合が支弁する経費の分賦金の割合を、構成する自治体の規模及び利用者の割合に応じたものに見直そうとするもの。

【審査内容】

明らかになった事項は次のとおり。

1. 高等学校無償化制度における授業料相当の国からの交付金が、平成26年度はピーク時に比べ約700万円減少、地方交付税も約3,700万円減少したことにより平成26年度の高等学校の経常費が新たに3,000万円増になった。組合議会の中で、経常費に人口割はそぐわないとの意見が出たことから、創設費については今までどおり均等割と人口割とするが、経常費については現在の均等割30%・人口割70%を、人口割30%・生徒割70%とするように変更すること。平成26年度の古賀市の負担額は491万2,000円の増とのこと。
2. 平成26年度の古賀竟成館高校に通う生徒数は、古賀市が206人で全体の34.86%、新宮町が47人で7.95%、福津市が88人で14.89%。組合内が341人の57.7%、組合外が250人の42.3%とのこと。
3. 組合内と組合外の生徒は経費の負担額に差があり、施設納付金については組合内の生徒は2,000円、組合外は4,500円。施設整備費については組合内の生徒は4万円、組合外は12万円とのこと。

この他、受験者数の推移や生徒数の変動とその影響などについての質疑が行われた。

【意見】

(賛成意見)

- ・ 学校教育は貧困の連鎖を断ち切るために大変重要。今回の規約の変更は教育が公が保障していくという点で大切なものである。学びの場を公平に保障してい

くため、構成自治体、関係自治体にも応分の負担を求めるなどの財源確保の一層の努力をお願いし、賛成する。

【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定した。